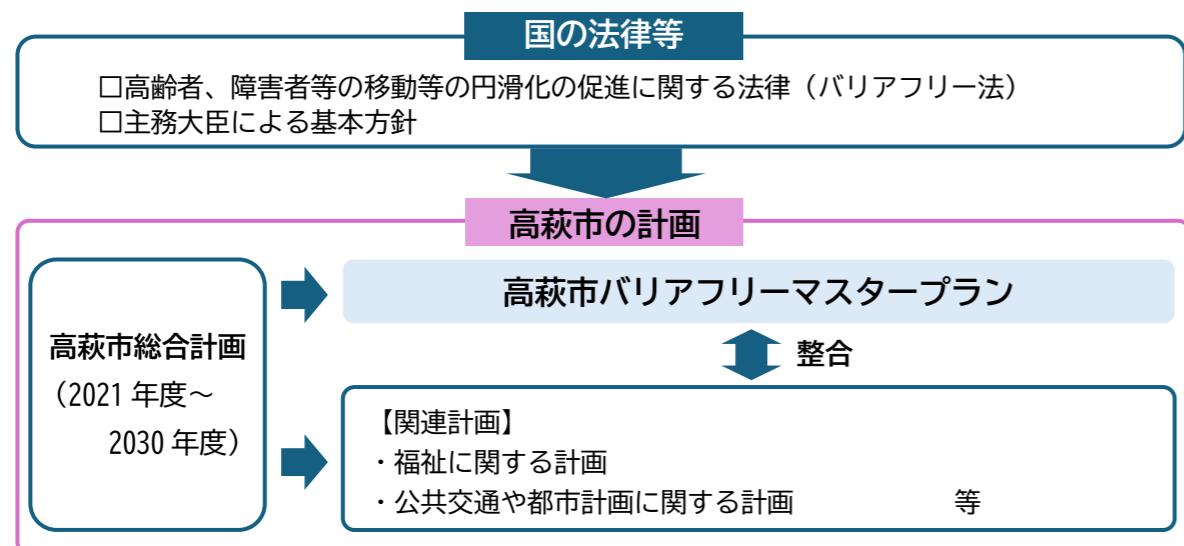


高萩市バリアフリーマスタートップラン(案)【概要版】

I 計画の概要

I-1 計画の位置づけ

高萩市バリアフリーマスタートップランは、国がバリアフリーのまちづくりに対する取組を強化していることを踏まえ、バリアフリー法及び基本方針に基づいて策定するものです。策定にあたっては、高萩市総合計画をはじめとする上位・関連計画の考え方を踏襲し、整合性について十分に考慮します。



I-2 計画策定の効果

バリアフリーマスタートップランの策定の効果として、次のような点が挙げられます。

- 当事者のまちづくりへの参加
 - ・地域住民である高齢者、障害者等の参加によって誰もが暮らしやすいまちづくりが可能となります。
- 事業に関する調整の容易化
 - ・バリアフリー化の方向性の共有、届出制度による調整が可能となります。
- 届出制度による交通結節点における施設間連携の推進
 - ・旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に、施設間の連携を図ることができます。
- バリアフリーマップ作成等の円滑化（バリアフリーマップの作成等について明記した場合）
 - ・各施設管理者等からの円滑な情報収集が可能となります。
- 道路や公園等のバリアフリー化に関する交付金の重点配分
 - ・防災・安全交付金における道路事業、社会資本整備総合交付金等について、マスタートップラン又は基本構想に位置づけられた地区は、重点配分の対象となります。

I-3 計画期間

本マスタートップランの期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。
なお、5年目の令和12（2030）年度を目処に、措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努め、本マスタートップランを見直すものとします。

II 移動等円滑化の基本的な考え方

II-1 本市のバリアフリーに関する課題

- コンパクトさを生かした市街地環境の充実
 - コンパクトな用途地域に拠点が形成されており、これらの移動利便性の確保が必要です。
- 高萩駅周辺における都市機能の再構築
 - バリアフリー化と合わせて公共交通拠点としての機能充実を図ることが必要です。
- 道路や公園をはじめとする基幹的な施設の改善
 - 道路：歩行者や自転車の安全性、車両との共存、路線バスやタクシーの安全な乗降環境の整備などに配慮した道路環境づくりが求められます。
 - 公園：トイレや遊具の改善や利用者ニーズにあった公園機能の整備の検討が必要です。
- 公共交通の利便性向上に向けた取り組みの充実
 - 公共交通の利用者が多い拠点のバリアフリー化を推進する必要があり、施設面の改善だけでなく、サインや案内機能の充実も必要です。
- 市街地内の拠点機能充実と連携による賑わいの創出
 - 公共交通の乗降環境の整備、支援を必要とする人が安心して利用できる環境整備が必要です。
- 支え合いの意識を創出する取り組みの充実
 - 支援を必要とする人と支援する人が、互いを尊重しながら支え合うことができるよう、心のバリアフリーの推進、全ての年齢層に向けた啓発活動が必要と考えられます。
- 豊かな自然環境の活用とアクセシビリティの向上
 - 観光来訪者の利便性を確保するため、公共交通による移動や休憩、情報提供などの機能充実を図る必要があります。

II-2 移動等円滑化の基本的な考え方

移動円滑化の推進にあたっては、本市の用途地域（市街地）がコンパクトであるという特性に注目するとともに、市民からのニーズも高い拠点形成と連携しながら、生活支援機能の確保と賑わいや交流の創出を図ることが求められます。そのため、移動円滑化のターゲットについては、高齢者や障害を持つ方だけでなく、自らの移動手段を持たない若年層や外国人来訪者など、広範な対象を想定することとし、移動円滑化によりつながりと共生が育まれるまちづくりを目指します。

【基本理念】

すべての人が安全・安心で快適に移動でき、つながりと共生を育むまちづくり

■目標-1 暮らしに必要な拠点への利便性確保

■目標-2 安全・安心で快適な移動を支える環境づくり

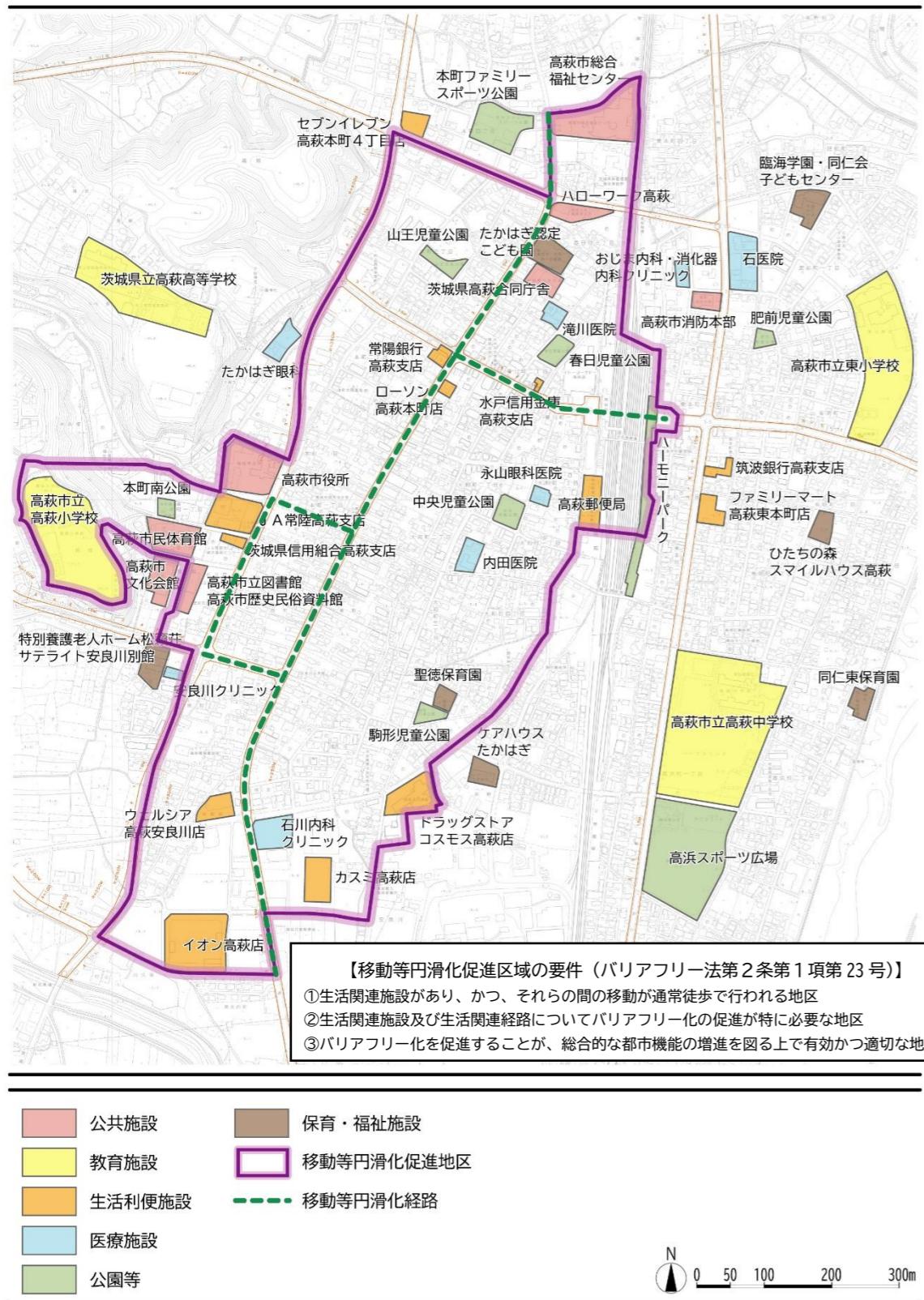
■目標-3 バリアフリーの推進と共生（支え合い）を育む環境づくり

II – 3 移動等円滑化促進地区の設定

1. 移動等円滑化促進地区の設定

移動等円滑化促進地区については、バリアフリー法第2条第1項第23号に示される要件の充足を考慮しつつ、高萩駅周辺整備や立地適正化計画における、駅周辺の再整備のあり方や、都市機能誘導区域と誘導すべき都市機能などとの整合性を確保し設定します。

図一 移動等円滑化促進地区



III 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の施策

III-1 バリアフリー化の基本方針

基本理念の実現に向け、バリアフリー化の方針を次のように設定します。

【移動等円滑化促進区域における基本方針】

- 約1km四方の範囲に形成されるコンパクトな市街地を生かし、生活関連施設及び生活関連経路の明確化を図り、高齢者や障害を持つ方、妊産婦や乳幼児連れの方をはじめとして、誰もが移動しやすく活動できるまちを創ります。
- JR高萩駅については、本市への玄関口であるとともに、賑わい創出が期待されることから、駅前広場やバスターミナル、商店街などと一体となったバリアフリー環境の向上を目指します。
- 路線バスやタクシーの利便性を向上し、高萩駅を拠点として本市の観光拠点などへのアクセス性の向上を目指します。
- バリアフリーに対する啓発を推進し、行政だけでなく市民や事業者の参加で支え合いを育む地域づくりを目指します。

III-2 バリアフリー化の施策

■目標1：暮らしに必要な拠点への利便性確保

- ◆施策1-① 高萩駅周辺の環境整備
- ◆施策1-② 公共空間におけるバリアフリー環境の充実
- ◆施策1-③ 商業施設や公共施設などにおけるバリアフリー環境の充実

■目標2：安全・安心で快適な移動を支える環境づくり

- ◆施策2-① 幹線道路の歩行環境や安全性の向上
- ◆施策2-② 移動利便性を支える環境の整備促進（視覚障害者誘導用ブロック、サイン）

■目標3：バリアフリーの推進と共生（支え合い）を育む環境づくり

- ◆施策3-① 「心のバリアフリー」の普及・啓発
- ◆施策3-② 多様な主体の関わり合いによるバリアフリーの推進
- ◆施策3-③ 推進体制の整備

～ 今後の進め方 ～

○本計画策定後、市民や事業者に対する計画の周知・啓発を行うとともに、届出制度の運用によるバリアフリー化の促進を図ります。

○また、駅周辺のバリアフリー化を推進するため、公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン事業）、道路、公園等及び鉄道駅のバリアフリー化事業に対する交付金・補助金などの活用に向け、基本構想の策定を目指すこととします。